

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	交通安全環境研究所衝突試験棟 (仮称) (19) 建築工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	埼玉県	
工事場所(市区町村)	熊谷市御稜威ヶ原字下山1-1外7筆	
工事概要	敷地面積 239,751m ² 1. 建物 1) ポール側面衝突試験棟 構 造: 鉄骨造 地上2階 建築面積: 約1,900m ² 延べ面積: 約2,000m ² 用 途: 研究施設 工事内容: 新築1棟 その他 試験棟他改修2棟	
担当事務所	東京第一営繕事務所	
公告日/期限日/開札日	R1.6.14 / R1.6.28 / R1.8.1	
工 期	契約締結の翌日からR2.8.31まで	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札(標準型) / 総合評価落札方式(技術提案評価型S型(WTO以外))	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事B等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成16年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。 (ア) 1. 建物用途 下記のa)、b)、c)又はd)のいずれかに該当する施設 a) 同種施設 研究施設(人文科学系のものとは除く。) b) 類似施設 実験室、研究室(人文科学系のものとは除く。)及びこれらに類する室の合計面積(これらに付属する共用部分を含む。)が、申請する建物の延べ面積の1/2を超える建物若しくは病院(20人以上の患者を入院させるための施設を有し、手術室を有するものに限る。) c) 複合用途施設1「a)同種施設」と認められる部分の床面積が、要件として設定する「延べ面積」以上ある建物。 複合用途施設とは、用途が2以上ある建物とする。

		<p>d) 複合用途施設 2 「a) 同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の 1/2 を超える建物。 複合用途施設とは、用途が 2 以上ある建物とする。</p> <p>2. 構造 鉄骨造（コンクリート充填鋼管構造を含む。）又は鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <p>3. 延べ面積 1,000m² 以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち 1 棟の延べ面積とする。また増築にあたっては増築部分の延べ面積とする。）</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は 1 件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記（ア）の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が上記（ア）の施工実績を有し、他の構成員は下記（イ）の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては、増築部分とする。））工事の施工実績を有すること。</p> <p>（イ）</p> <p>1. 構造 鉄骨造（コンクリート充填鋼管構造を含む。）又は鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は令和元年 8 月 30 日を予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任技術者は、1 級建築施工管理技士又は 2 級建築施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。</p> <p>監理技術者にあつては、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>2) 1 人の者が、別表-1 の期間に元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進 PPP に従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。</p> <p>1. 建物用途（5）（ア）1. と同じ。</p> <p>2. 構造（5）（ア）2. と同じ。</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は 1 件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。上記の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、経験として認めない。</p> <p>なお、当該経験が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の配置予定の主任（監理）技術者が上記</p>

		<p>の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p> <p>3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>4) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------